

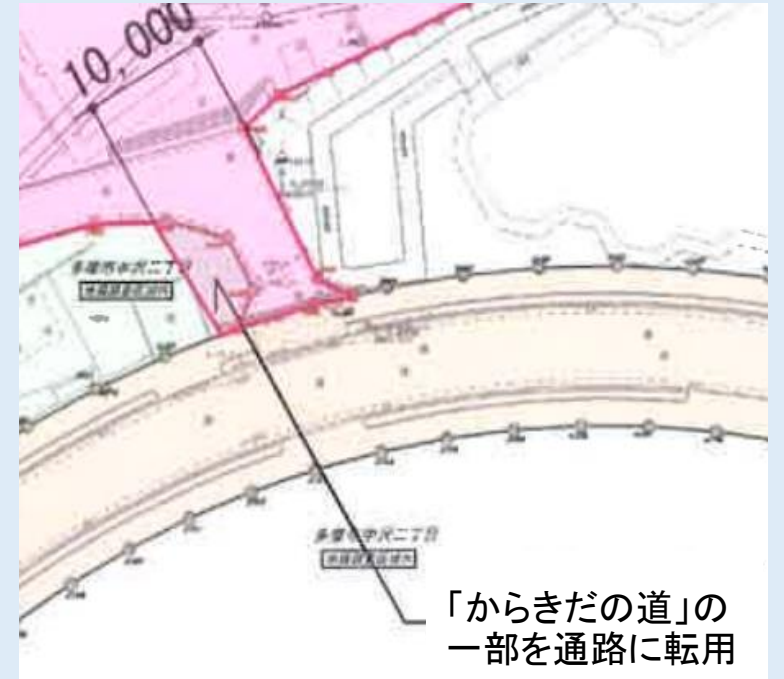
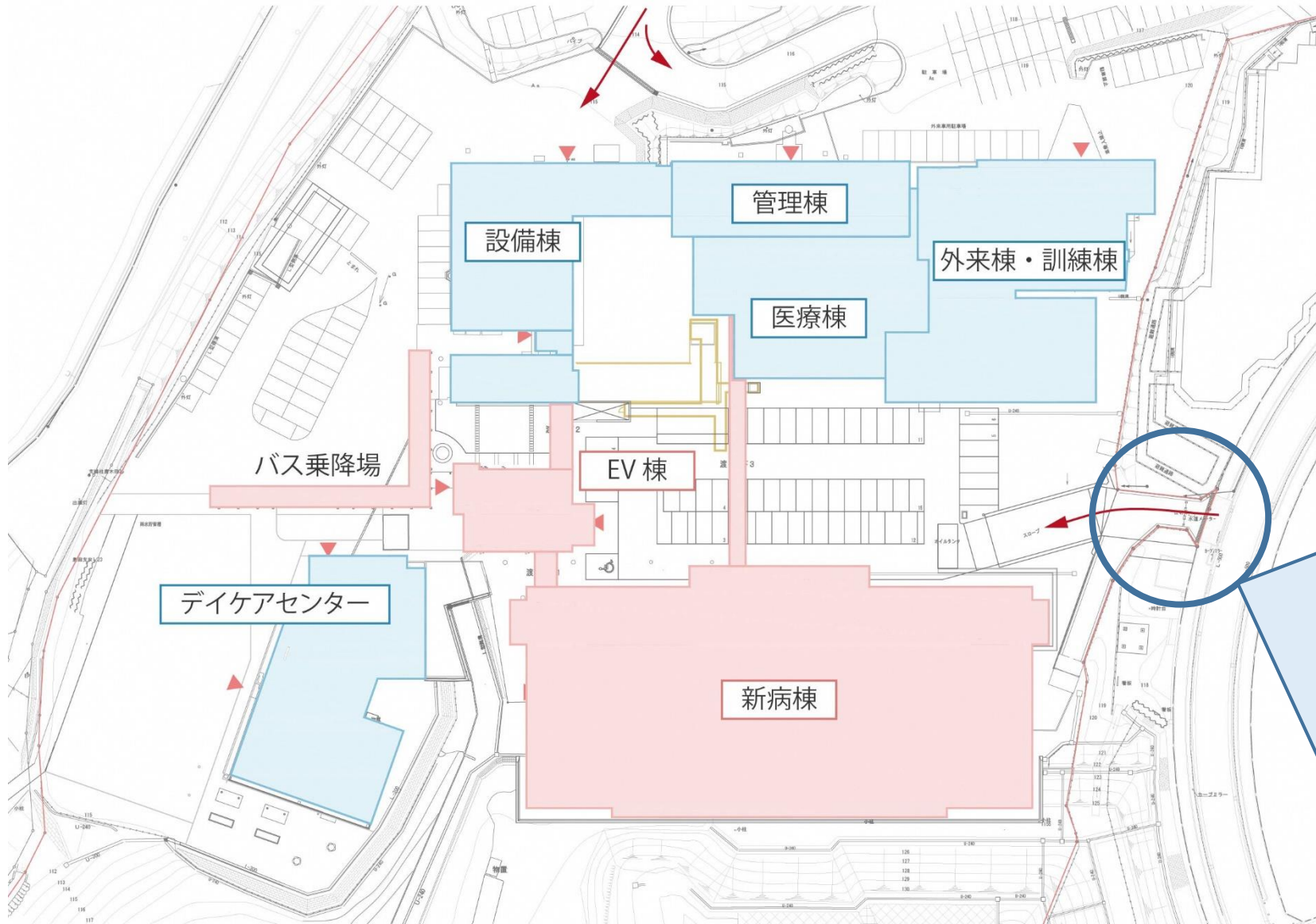
# 「からきだの道」一部廃止について

(諮問)

# ○経緯（隣接する島田療育センター建替えに伴う駐車場出入口拡幅のため）

【改修後病棟配置図】

← 来館動線    ■ 増築部分    ■ 既存部分



「からきだの道」の  
一部を通路に転用

＜転用面積＞

幅員約5.0m×延長約2.0～5.0m  
＝10～25㎡程度

# 現地状況



島田療育センター用地。  
ここを出入口にするにあたり、相互通行可能な幅員を確保する必要がある。(現状では狭い)

赤枠エリアを島田療育センター出入口に転用。  
(フェンスより左側が「からきだの道」用地)

# 「からきだの道」一部廃止にあたって

## 都市公園保存規定(都市公園法・都市公園法運用指針)

- ①「からきだの道」は都市公園の位置付けであり、都市公園法では、「都市公園の保存」規定が定められており、**公益上特別の必要がある場合の他、みだりに都市公園を廃止してはならない** こととされている。
- ②「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を **都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要だという場合** のことであり、その判断にあたっては、**客観性を確保しつつ慎重に行う必要** がある。
- ③ また、その客観性を担保するため、**あらかじめ公聴会を開き、新たに利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞く** 等の運用を行うことが好ましいとされている。

- 法の趣旨に則り、「公益上より重要」との判断にあたっては、両件の比較衡量によって判断することになる。
- 公聴会については、地域住民への工事説明会にあわせて内容説明し、意見聴取を行う。また、「からきだの道」で保全活動をしている多摩グリーンボランティア森木会にも同様に実施(本件エリアは活動範囲外)

➡ 学識経験を有する者等からの意見を聞く一環として、みどりの保全に関する観点から、「多摩市みどりと環境審議会」への諮問。

## 「公益上の必要性」


---

- 公共の利益となる事業に必要な土地の利用等について定めた土地収用法のなかで、公共の利益となる事業の用に供するため土地の収用が可能な事案の一つとして、社会福祉法に基づく社会福祉事業が規定されており、島田療育センターの事業はこれに該当する。
  - ⇒多摩市唯一の重症心身障害児の支援センター。医療的ケア児対策として地域の中核的な存在を今後も担っていくことが求められている施設である。
- 現状の駐車場に課題があり、新たに駐車場を整備しなければならず、これにより、「からきだの道」側からの出入りが必要となり、出入口の拡幅整備が不可欠。

# 「都市公園の用に供しておく」こととの比較衡量

## 「からきだの道」を一部廃止することでの影響

- 島田療育センターの東側通路拡幅による「からきだの道」の廃止面積は約10～25㎡程度。
- 「からきだの道」の面積は50,185㎡であることから、廃止部分は全体の0.03%程度。この廃止によるみどり率や一人当たり公園面積の数値が目に見えて変わることはない。
- 廃止部分は植栽体部分であり、隣接する四阿への影響もない。
- 多摩グリーンボランティア森木会「からきだの道」班の活動範囲ではない区域の一部廃止である。



### 比較考量

- 島田療育センターの存続の重要性

本件にかかる「からきだの道」一部廃止は少量であり、利用を妨げたり、本来の機能が消失することはないため、重症心身障がい児支援の中核的役割を担う島田療育センターを存続させていくことの方が公益上より重要である。